



平成30年10月5日
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会へ資料配布
国土交通記者会へ貼り出し

平成30年度「津波防災」に関する取組について

東日本大震災を教訓に津波対策を総合的に推進するため、平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、あわせて、11月5日が「津波防災の日」と定められました。さらに、同法の改正（平成29年3月）により、「世界津波の日」が同法上位置づけられました。

このため、内閣府では、津波防災の意識を高めるとともに、適切な避難行動の定着に向けて、普及啓発及び地方公共団体と連携した地震・津波防災訓練を行うこととしております。（詳細は別紙のとおり。）

なお、内閣府が主催する訓練、その他国、地方公共団体、民間企業等が実施する訓練の計画については、10月下旬に公表を予定しております。

<問合せ先>

【普及啓発に関すること】

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（普及啓発・連携担当）付

長田、鈴木、向井所

TEL 03-3502-6984（直通）

【訓練に関すること】

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（地方・訓練担当）付

笠井、二木

TEL 03-3503-9394（直通）